

令和5年有田市議会3月定例会

議事日程（第4号）

令和5年3月24日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|--|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第3号 | 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第4号 | 有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第5号 | 有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第6号 | 有田市消防団条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第7号 | 有田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第8号 | 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 8 | 議案第9号 | 有田市図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程 9 | 議案第10号 | 有田市個人情報の保護に関する法律施行条例 |
| 日程 10 | 議案第11号 | 有田市情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| 日程 11 | 議案第15号 | 令和5年度有田市一般会計予算 |
| 日程 12 | 議案第16号 | 令和5年度有田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程 13 | 議案第17号 | 令和5年度有田市初島財産区特別会計予算 |
| 日程 14 | 議案第18号 | 令和5年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程 15 | 議案第19号 | 令和5年度有田市介護保険特別会計予算 |
| 日程 16 | 議案第20号 | 令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程 17 | 議案第21号 | 令和5年度有田市上水道事業会計予算 |
| 日程 18 | 議案第22号 | 令和5年度有田市立病院事業会計予算 |
| 日程 19 | 議案第23号 | 建設工事等委託に関する協定の変更について |
| 日程 20 | 議案第25号 | 和歌山広域消防通信指令事務協議会の設置について |
| 日程 21 | 議案第26号 | 監査委員の選任について |
| 日程 22 | 発議第1号 | 有田市議会の個人情報の保護に関する条例 |
| 日程 23 | 議員派遣の件について | |
| 日程 24 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市職員定数条例の一部を改正する条例から |
| 日程 24 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | まで |

出席議員 14名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	13番	福永広次
14番	西口正助	15番	浜口元司

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	早川ちひろ	経営管理部参事	脇村哲弘
市民福祉部長	宮崎三穂子	市民福祉部理事	大松満至
経済建設部長	上田敏寛	経済建設部理事	梅本陽子
水道事務所長	北野宏幸	教育次長	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀
市民会館館長	岩田吉広	消防本部総務課長	尾藤海男樹
病院庶務課長	石井絹代		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（西口正助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

3月24日付をもって、上山寿示議員外2名の方から、発議第1号、有田市議会の個人情報保護に関する条例が提出されました。

お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（西口正助君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、議案第2号から日程20、議案第25号までの議案20件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長堀川明君。

○総務建設委員会委員長（堀川 明君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、3月14日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第2号、有田市職員定数条例の一部を改正する条例、議案第3号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、議案第6号、有田市消防団条例の一部を改正する条例、議案第10号、有田市個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第11号、有田市情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第23号、建設工事等委託に関する協定の変更について及び議案第25号、和歌山広域消防通信指令事務協議会の設置については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について改めて申し上げておきたいと思えます。

議案の説明に当たっては、正確かつ丁寧な分かりやすい形で説明されることはもちろんのこと、十分に事前準備をしていただき、説明漏れのないように注意していただきたいとの意見がありました。

以上の意見がありましたことを申し添え、総務建設委員会からの報告といたします。

○議長（西口正助君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、文教厚生委員会委員長中谷桂三君。

○文教厚生委員会委員長（中谷桂三君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月15日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第4号、有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第7号、有田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、議案第8号、有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号、有田市図書館条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、当委員会に参考送付されておりました、保育士配置の最低基準の引下げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、当委員会からは意見書を提出しないことと決しました。

以上、文教厚生委員会からの報告といたします。

○議長（西口正助君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、予算決算委員会委員長成川満君。

○予算決算委員会委員長（成川 満君） 予算決算委員会から報告をいたします。

当委員会に付託されました案件について、3月16日、17日及び20日の3日間にわたり当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第15号、令和5年度有田市一般会計予算、議案第16号、令和5年度有田市国民健康保険特別会計予算、議案第17号、令和5年度有田市初島財産区特別会計予算、議案第18号、令和5年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算、議案第19号、令和5年度有田市介護保険特別会計予算、議案第20号、令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号、令和5年度有田市上水道事業会計予算及び議案第22号、令和5年度有田市立病院事業会計予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、議案第15号、令和5年度有田市一般会計予算、歳出の部、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財産管理費における市有地の払下げに関して、初島町浜から港町にかけて、かなりの面積があります。長年の懸案であり、大変大きな事業であるので、予算の計上とともに体制の整備も必要であると思われます。よく精査をされ、基本的な全体計画を示した上で進めていただきたいとの意見がありました。

次に、第6款商工水産費、第1項商工費、第4目地域ブランド振興費におけるALLARIDA協議会2025補助金に関して、大阪・関西万博を見込んで有田市の観光情報を発信していくということですが、いいものがあれば観光客は来ると思いますので、このようなチャレンジとともに、地域のいいものを生かしたまちづくりという観点から考えていただきたい。そして、観光振興に関しましては、有田市単独でということではなく、広域的連携の視点を持つことが重要であると思えます。まずは、和歌山県と十分連携をしていただき、近隣自治体をも巻き込んで取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費、第3目教育諸費における文教施設借地料に関して、毎年、借地料として約3,000万円を支払ってきているが、借地の解消に向けて、交渉の可能性を判断し優先順位をつけるなど、解決に向けた方策を考えて行動に移していただきたいとの意見がありました。

次に、同じく第9款、第1項、第3目教育諸費に関して、通学路の整備に当たっては、

生徒の安全確保に努めていただき、また、有和中学校は地域に開かれた学校であることがコンセプトとなっておりまして、生徒の安全安心を守れるよう十分な対策をお願いしたいとの意見がありました。

次に、第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費における文成中学校プール解体工事設計業務委託料に関して、中学校のプールをそのまま小学生に使えないということは理解できるが、現在の小学校プールを使用することは生徒の安全面を第一に考えると、道路を横断する限り危険性を取り除くことはできないと思われる。プールの更新について検討をされていないとのことですが、小学校として、あと何十年も使っていくということであれば、教育委員会は生徒の安全安心を守ることにについてしっかりと議論をして検討されるべきではないかとの意見がありました。

次に、同じく第9款、第3項、第2目有和中学校建設事業費における有和中学校グラウンド整備工事費に関して、技術的に市内業者が携われるような工事であれば、できるだけ市内業者が参加できるよう配慮をしていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第22号、令和5年度有田市立病院事業会計予算に関して、令和5年4月から、市立病院の経営が指定管理者へと移行をされるが、公営企業は年1回経営状況の公表が必要であります。市民にも分かりやすい形となるよう、透明性を持って公表をしていただきたい。今後、有田市立病院の管理に関する基本協定により管理運営協議会が設置されることとなりますが、その協議会の中で十分と協議をされ、そして、公表していくことが大事であるとの意見がありました。

以上の意見を申し上げるとともに、委員会で指摘されましたその他の事項についても十分に精査され、施策に反映されることを期待して、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（西口正助君） 委員長の報告は終わりました。

次に、地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会委員長児嶋清秋君。

○地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会委員長（児嶋清秋君） 地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月15日午前10時から当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第5号、有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（西口正助君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

次に、討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第7号であります。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第8号であります。

これより議案第8号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第9号であります。
これより議案第9号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第10号であります。
これより議案第10号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第11号であります。
これより議案第11号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第15号であります。
これより議案第15号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第16号であります。
これより議案第16号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第17号であります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第18号であります。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第19号であります。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第20号であります。

これより議案第20号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第21号であります。

これより議案第21号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、議案第22号であります。

これより議案第22号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程19、議案第23号であります。

これより議案第23号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程20、議案第25号であります。

これより議案第25号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程21、議案第26号、監査委員の選任についてを議題といたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号について、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号はこれに同意することに決しました。

次に、日程22、発議第1号、有田市議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5番上山寿示君。

○5番（上山寿示君） ただいま上程されました発議第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報に対する住民の意識が高まる中、各団体ごとの個人情報の取扱いの共通化や国際的な制度調和への配慮、社会のデジタル化に伴う技術革新を踏まえた保護と利用の両立、これらの観点から、国では新たな個人情報保護法を制定し、令和5年4月1日から、地方公共団体等に適用されることになっています。

しかしながら、地方議会は同法の適用対象から除外されていることから、有田市議会においても、議会における個人情報の適切な取扱いに関する必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護する必要があるため、有田市議会議員の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするもので、文案はお手元に配付

のとおりであります。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨に御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（西口正助君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

発議第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第1項及び第2項の規定により、お手元へ配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されました。

次に、日程24、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、そ

それぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会の委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、このたび本年度末をもって退職されます消防本部消防長嶋田富司君、市立病院事務長神保佳紀君、教育委員会市民会館館長岩田吉広君、消防本部総務課長尾藤海男樹君、市立病院庶務課長石井絹代君ほか168名の方々に対しましては、高いところからではございますが、一言感謝と御礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

皆様方には、本当に長い間、有田市職員として市民の福祉向上のために貢献され、率先して本市行政の発展に御尽力いただきましたこと、誠にありがとうございます。今後は、皆様方の後を継いで任に当たる後輩諸君に対し、末長く御指導・御鞭撻いただくとともに、市政発展に対しまして格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、現職を退職される皆様におかれましては、これまでの行政経験を生かし、新たな分野で、また、地域社会の中核となって御活躍いただきますよう御期待申し上げます。

終わりにになりましたが、有田市立病院の指定管理者制度導入に伴い退職されます159名の職員のうち、新体制の下で勤務される職員の皆様におかれましては、引き続き、地域医療の需要に応じた質の高い良質な医療を提供し、利用者から信頼される医療提供体制が構築されるよう、誇りと自覚を持って業務に当たっていただくことを期待します。どうも皆さん、御苦勞さまでございました。（拍手）

これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和5年有田市議会3月定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会